

令和8年度

カーボンニュートラル加速化補助金

市民団体活動補助事業

【補助金事務の手引き】

唐津市 環境課 カーボンニュートラル推進係

目次

- 1 補助事業の実施に当たって
- 2 補助事業のスケジュール・流れ
- 3 補助対象経費について
- 4 補助事業に係る関係書類の確認・保管について

1 補助事業の実施に当たって

◎本書は、補助事業をより効率的に、かつ適正に実施していただくためのポイントや留意点を記したものですので、事業に関わる皆様が目を通すようにしてください。

■ 補助金交付規則・要綱を精読する

補助事業は、「唐津市補助金等交付規則」、「カーボンニュートラル加速化補助金交付要綱」及び「カーボンニュートラル加速化補助金実施要領」に従って実施する必要がありますので、規則・要綱・要領をしっかりと読んでください。

■ 注意事項

- 同一年度内において、補助対象事業及び実績報告が完了しなければなりません。
- 本補助事業は、ほかの唐津市の補助事業との併用はできません。
- 環境イベントの応募の受付は予算の範囲内での受付になります。補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了となります。
- 環境イベントの補助金の受付は先着順で行います。
- 補助金の受付は提出書類に不備・不足がない状態で提出されたものとし、不備・不足等あるものに関しては、受付されたものとはみなしませんのでご注意ください。
- 提出書類は、よく確認して提出してください。書類の不備や不足により申請を受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- 申請者は、本補助制度についてご理解いただき、各種手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。
- 申請書類は返却できません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- 申請書類を記入する際は、文字を消すことができる筆記用具（フリクションペン・鉛筆など）は使用しないでください。
- 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段によって申請等があった場合
 - ③補助金等交付規則及び補助金交付要綱などに違反した場合

■ 補助制度の概要

(1) 補助金の予算額

11,600千円

※予算額は全ての補助対象設備及び事業を合計した総額であり、補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了となります。

(2) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、市民団体が行う地球温暖化の防止及び脱炭素社会に寄与する先進的な事業活動は、次に掲げるものであり、かつ、以下【事業内容】の活動であるものとします。

1 団体の構成員によって継続的に実施される団体活動

2 団体の構成員以外の来場者を募り、交付申請年度内の単発的に実施される環境イベント

【事業内容】

(1) 気候変動対策・カーボンニュートラルの実現

ア 移動に伴う温室効果ガス排出ゼロに向けた脱炭素モビリティの推進

(ア) 徒歩・自転車・公共交通機関の利用促進、ゼロエミッション車（EV・FCV等）の普及、MaaS（統合型モビリティサービス）やカーシェアリングの活用拡大など、脱炭素型モビリティへの転換に資する事業

イ カーボンニュートラルと自然共生を日常生活から実践する活動

地球温暖化問題・省エネルギー・カーボンニュートラルを生活の中から考え、脱炭素行動（ゼロカーボンアクション）と自然環境への配慮を同時に実践・定着させることをテーマにした活動

ウ 脱炭素エネルギーと自然環境に配慮した先進事例の普及啓発

再生可能エネルギーや水素エネルギーなど、地球温暖化を進行させないエネルギーの在り方や、生態系に配慮したエネルギー導入の国内外先進事例を紹介する講座・セミナーの開催活動など

エ 自然を活用した炭素吸収・固定とネイチャーポジティブの推進

森林整備・里山保全・都市緑化・海草藻場（ブルーカーボン）の保護・回復など、自然生態系による二酸化炭素の吸収・固定（カーボンシンク）の強化と、生物多様性の保全・回復を同時に実現するネイチャーベースドソリューション事業

(2) 脱炭素・再生可能エネルギーの地域実装

ア 市民を対象とした脱炭素ライフスタイルへの転換促進事業

家庭や事業所における徹底した省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの自家消費・地産地消モデルの普及、カーボンフットプリントの見える化など、市民が主体的にカーボンニュートラルに取り組むことに資する事業

イ 地域資源を活かした再生可能エネルギー・脱炭素技術の導入促進

地域の自然資本を活用した再生可能エネルギー（太陽光・風力・持続可能なバイオマス・小水力等）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の省エネ住宅、次世代自動車（EV・FCV等）の導入事例の周知啓発および、生態系への影響に配慮した地域エネルギーコミュニティの形成に資する事業

(3) サーキュラーエコノミー（循環型経済）とネイチャーポジティブの推進

ア 資源循環によるカーボンニュートラルと自然環境保全の同時実現

(7) 不要となった物品を再利用・修理・シェアリングする仕組み（リユースシステム）の構築事業（リペアカフェ、フリーマーケットイベント、譲渡会の開催など）→新規資源の採掘・製造過程でのCO₂排出削減と、自然資源の保全（ネイチャーポジティブ）への貢献

(4) ごみの分別・処理方法や、プラスチックごみ削減が海洋生態系保全に繋がることを学ぶ分別体験会などのエコイベントにおける、ごみの適正処理による温室効果ガス排出削減と、海洋・陸域生態系の保護

(5) 地域の資源物の回収率（回収量）向上のための効果的な活動によるリサイクル促進による焼却処理量削減・CO₂排出抑制と、資源採取圧の軽減による生態系への負荷低減

(4) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づく、増進活動実施計画または連携増進活動実施計画の策定を目指す事業

(5) その他要綱の目的に適合する事業

前述に関わらず、次に該当する事業は、補助対象外とします。

- (1) 唐津市の他の補助金の交付を受ける事業
- (2) 施設又は設備の設置等を主たる目的とした事業
- (3) 物品販売等の営利を目的とした事業
- (4) 事業の内容が特定の者の利益のために行う事業
- (5) 政治又は宗教を支持する事業
- (6) 地域住民のイベント、祭り、運動会等の催しに係る事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた事業

(3) 対象となる事業の実施期間

申請日の属する月の初日～令和9年3月31日

※実施する補助対象事業の内容が前年度からの継続事業と認められる場合には、当該年度の4月1日に遡って補助対象とすることができる。

(4) 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9以内の額となります。

ただし、補助金の限度額は、下記の表のとおりとする。また、千円未満切捨てとなります。

補助対象事業	上限金額
団体補助	50万円
環境イベント	10万円

(5) 補助金の交付

補助金の交付は事業完了報告後となりますが、概算払いでの対応も可能です。

(6) 補助対象団体の要件

補助対象事業	要件	
団体活動	(1) 同表右欄に定める団体の人数の申請要件を満たす市民団体等であること。 (2) 自ら、発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体であること。	10人以上で構成された市民団体

環境イベント	<p>(3) 唐津市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を唐津市内で行っている団体であること。</p> <p>(4) 営利活動が主たる目的でない団体及び、宗教活動又は政治活動が目的でない団体であること。</p>	5人以上で構成された市民団体によって実施され、5人以上の来場者(リモート含む)が見込めるイベント等
--------	--	---

(7) 審査会審査項目

(1) 活動内容

ア 応募内容が要綱の目的に適合し、補助対象事業であるか。

(2) 活動計画の妥当性

ア 団体自らが自主的に取り組む活動であるか。

イ 市民への啓発効果や還元性のある活動計画となっているか。

ウ 活動の実施方法や実施時期及び実施期間は適切かつ効果的であるか。

(3) 公益性

ア 特定の対象への限定的な活動ではなく、広く唐津市域の課題やニーズなど、唐津市域の実情に対応した活動であること。

(4) 目標の達成度

ア 設定した目標は実現の可能性があり、かつその目標を達成することが市民の生活や環境に効果をもたらすものとなっているか。

(5) 費用の妥当性

ア 経費見積りの根拠が明確に示され、活動内容に見合ったものであり、経費削減に努めていること。

(6) 活動継続性・発展性 (団体支援事業)

ア 一過性ではなく、継続性が見込まれる活動であること。

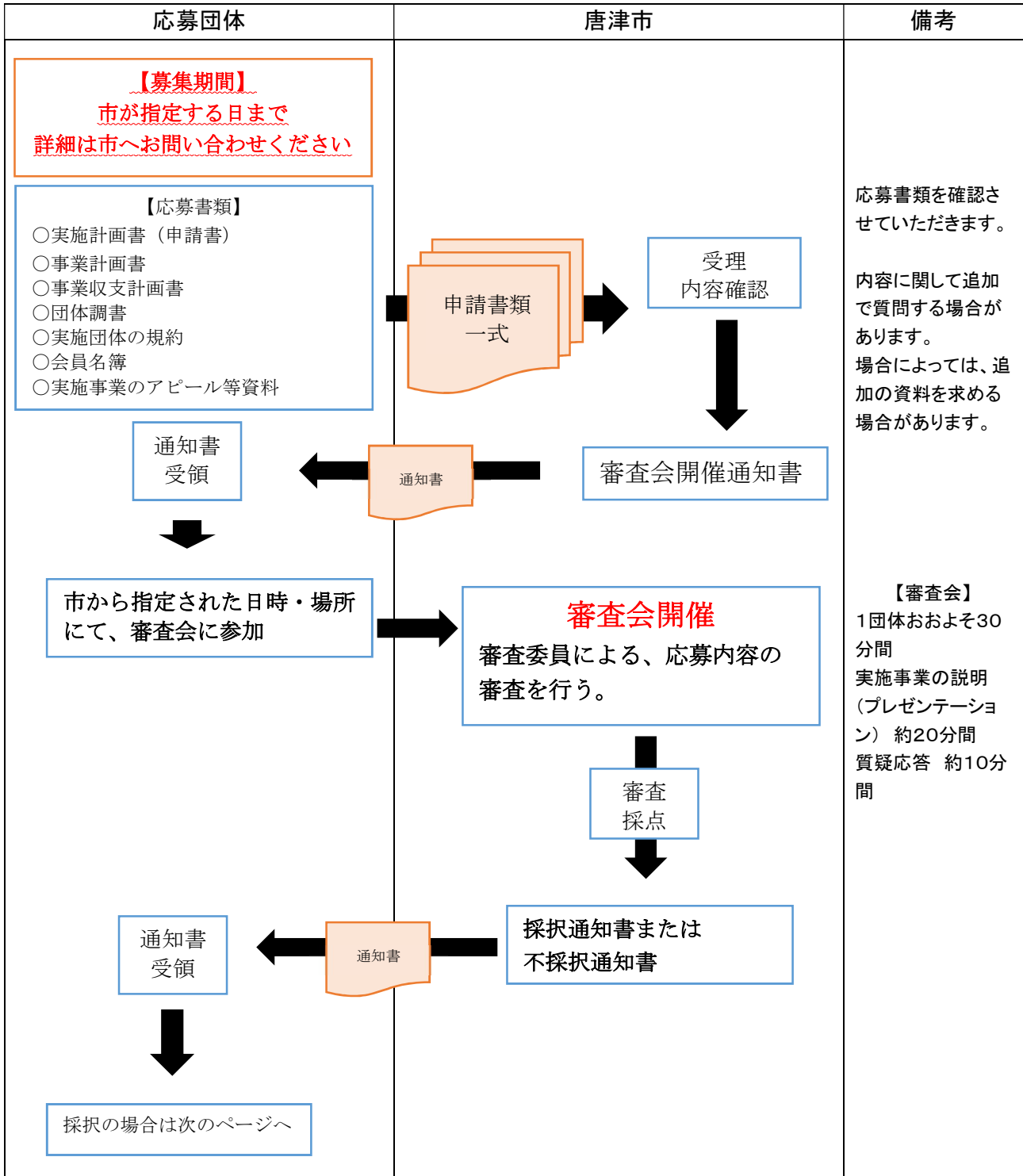
イ 向こう5年間の補助継続期間の中で、団体基盤の向上が見込まれるか。

ウ 向こう5年間の補助継続期間が終了した後も、活動が継続される見込みがあるか。

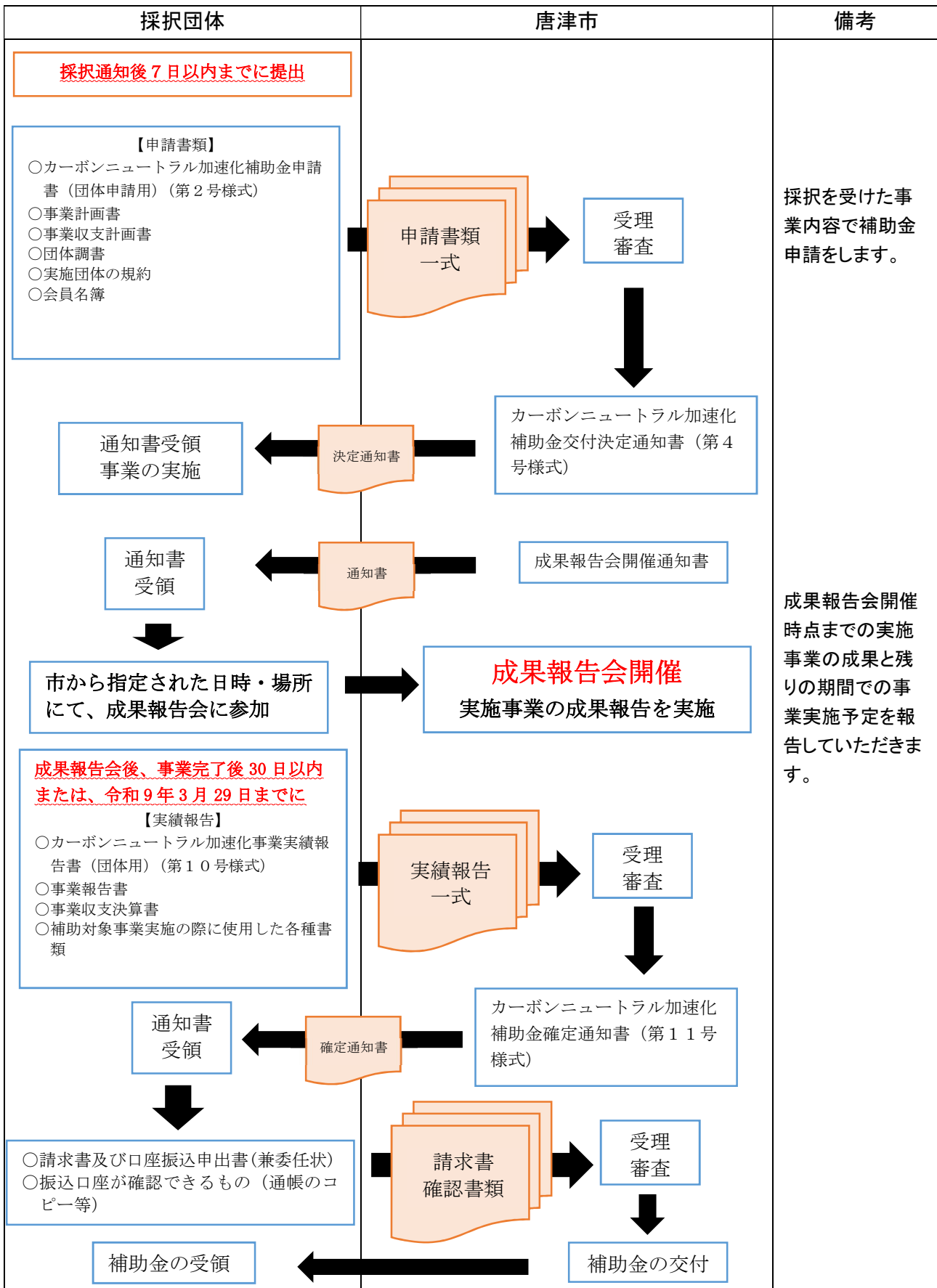
2 補助事業のスケジュール・流れ

補助対象事業ごとに申請のスケジュールが異なります。申請を行う際は下記スケジュールをよく確認してください。

(1) 団体活動(審査会応募)



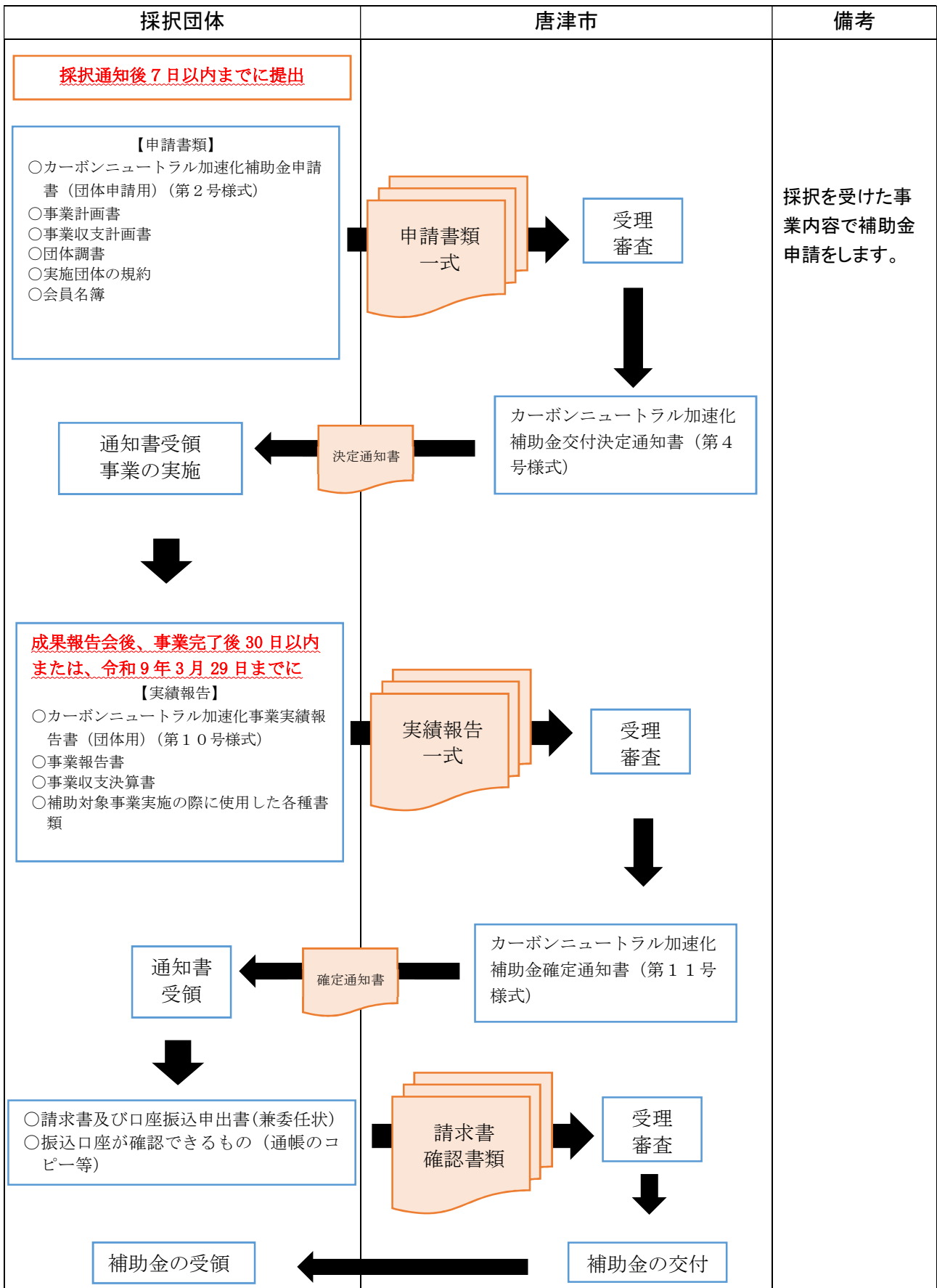
(2) 団体活動(補助金申請)



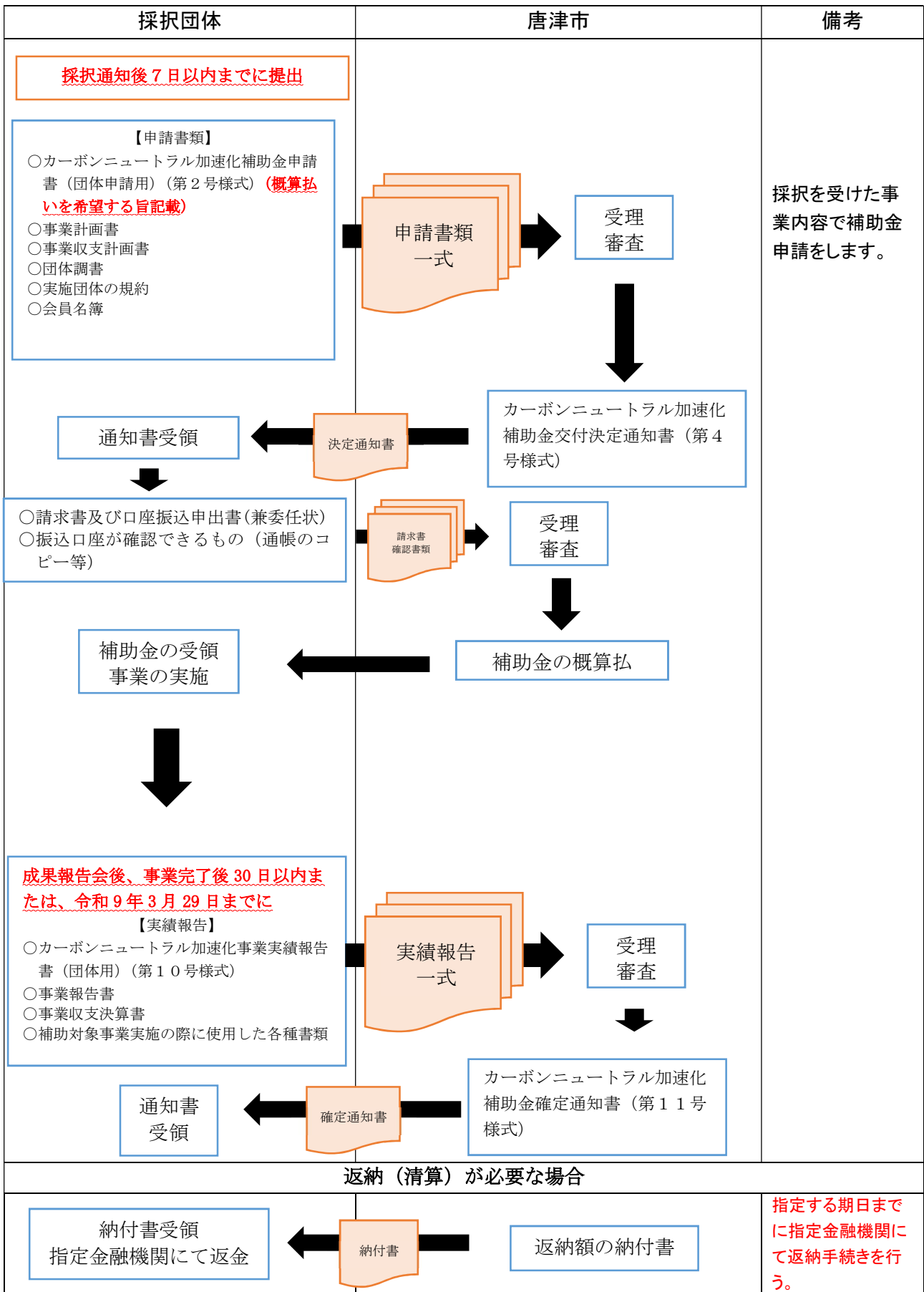
(4) 環境イベント(審査会応募)

応募団体	唐津市	備考
<div data-bbox="159 320 611 468" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【提出期限】</p> <p style="text-align: center;">応募事業開始予定日から起算して30日前まで</p> </div> <div data-bbox="159 479 611 759" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【応募書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施計画書（申請書） ○事業計画書 ○事業収支計画書 ○団体調書 ○実施団体の規約 ○会員名簿 ○実施事業のアピール等資料 </div> <div data-bbox="288 1384 427 1485" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>通知書 受領</p> </div> <div data-bbox="197 1621 533 1688" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>採択の場合は次のページへ</p> </div>	<div data-bbox="651 533 879 730" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>申請書類 一式</p> </div> <div data-bbox="959 577 1155 667" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>受理 内容確認</p> </div> <div data-bbox="775 842 1086 909" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>内容の審査</p> </div> <div data-bbox="887 1093 1023 1160" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>審査</p> </div> <div data-bbox="778 1373 1142 1473" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>採択通知書または 不採択通知書</p> </div> <div data-bbox="552 1395 687 1485" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>通知書</p> </div>	<p style="margin-top: 20px;">応募書類を確認させていただきます。</p> <p style="margin-top: 20px;">内容に関して追加で質問する場合があります。場合によっては、追加の資料を求める場合があります。</p>

(5)環境イベント(補助金申請)



(6)環境イベント(補助金申請 概算払)



3 補助対象経費について

経費区分	内容
旅費	研修等への出席、外部講師の招聘に係る旅費・宿泊費など。 (旅費は、最も経済的で、かつ、合理的な経路及び方法による金額を上限とする。宿泊費は1夜当たり15,000円を上限とする)
謝金	外部の専門家・講師等に支払う講演料など、ただし、物品による謝礼品、および会員への諸謝金は補助対象経費の対象としない。
消耗品費	文具、封筒、用紙、コピー代、備品等(1点5万円未満)。
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の作成費用。
通信運搬費	インターネット料金、郵送料及び宅配便等の送料など。
保険料	行事保険、ボランティア保険等の保険料。
使用料及び賃料	貸会場、機材レンタル、レンタカー等の費用。
原材料費	事業に必要な物品を製造するための材料に要した費用。
備品購入費	事業に必要な機器・備品の購入費(1点5万円以上)。

※備品購入費においては、購入する物品の詳細及び金額が分かる根拠資料を添付すること。

4 補助事業に係る関係書類の確認・保管について

- 補助事業を実施するにあたっては、下記の補助事業関係書類チェックリストを参考にして関係書類を適正に保管してください。
- 補助事業者は、補助事業に使用した書類を、事業完了年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければなりません。